

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N572
2018・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

国際自動車事件 雇止め事件—勝利と課題……………江夏大樹
スラップ訴訟と表現の自由—裁判を利用した言論弾圧の問題性……………内藤光博
【議長ひとくちトーク】人生とは何だ！—やっと出会った納得した定義……………北村 栄

ロースクールの実情と法曹養成

未修者から見たロースクール制度……………長谷川弥生

2018年度第2回常任委員会(東京)開催……………青法協弁学合同部会

- ☐ 「働き方改革」一括法における政府の不誠実な審議及び強行採決に抗議し、働くルールの確立を求める決議
- ☐ カジノ実施法の成立に反対する決議



パリの子ども

国際自動車事件 雇止め事件

— 勝利と課題 —

東京 江夏 大樹

一 事案の概要

本件は、km国際自動車労働組合（以下、「原告組合」）の組合員である原告ら二名（以下、「個人原告ら」）が、国際自動車株式会社（以下、「被告会社」）に対して、未払賃金請求訴訟を提起したところ、その報復として、被告会社が、定年退職日ないし契約更新日を迎えた個人原告らを順次、再雇用拒否又は雇止めにした事件である。

東京地裁判決・労働委員会の決定は、それぞれ勝訴部分に重要な意義があり、他方で、東京地裁判決の敗訴部分では、定年後再雇用拒否における法的保護という重要な課題を提示している。

二 事実経過

(1) 被告会社の定年後再雇用制度

被告会社は、日本最大のタクシー事業者のkmグループ傘下の会社である。

六五歳定年であり、定年後は、被告会社と二年有期の再雇用契約を締結し、一年ごとに更新される。

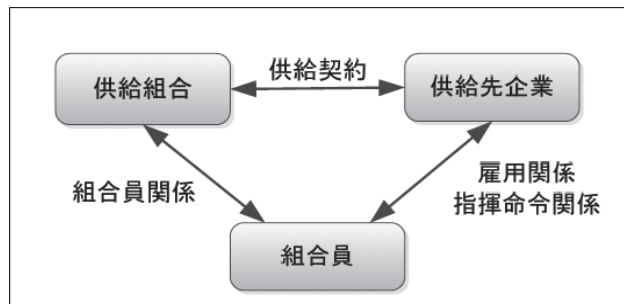
ここで特徴的なのは、被告会社は、原告組合と労働者供給契約を締結しており、定年後の再雇用及び契約更新は全て、原告組合の労働者の供給によるものとされている点である（下記図を参照）。

被告会社（供給先企業）が原告組合（供給組合）に

対して、供給の申込みをし、原告組合が、組合員を被告会社に供給するという仕組みである。

(2) 個別原告らの訴訟提起

kmグループ傘下のタクシー会社下の賃金制度は、残業代相当分を基本給から控除する仕組みとなっていたため、二〇二二年頃から、原告組合とは別の組合員らが、未払残業代の支払いを求める訴訟を提起した。これらの訴訟において、残業代相当分の支払いを命じる判決があり、原告組合も被告会社と賃金制度の見直しについて協議した。しかし、被告会社は、原告組合に対して、何ら説明もなく、賃金制度を変更したことから、やむなく、原告組合は、組合員らに呼びかけて、被告会社に対して、残業代の支払いを求める通知書を出した。通知書を出した後も、被告会社と原告組合



との交渉の進展がなかったことから、個別原告らは、被告会社に対して訴訟を提起した。

(3) 被告会社の代表取締役による恫喝、再雇用拒否・雇止め

被告会社の代表取締役は、残業代の支払いを求める通知書を出した組合員らを個別に呼び出した上で、訴訟提起をしないよう執拗に働きかけた。その結果、通知書に名を連ねていたものの、訴訟を取りやめる組合員が続出し、原告組合を脱退する者、被告会社を退社する者もいた。

また、被告会社の代表取締役は、原告組合との団体交渉において、「会社を提訴する様な人とは再雇用契約するつもりは一切ありません。」と明言し、以降、定年を迎えるか、又は雇用期間の満了を迎えた組合員らについては、労働者の供給受け入れを拒否し、順次雇止めにした（以下、「本件再雇用拒否・雇止め」と言う）。なお、被告会社代表取締役は、雇止めの理由が、残業代裁判の原告であるということを一切隠さず、東京都労働委員会の場でも公言した。

(4) 訴訟提起

個人原告らと労働組合は、会社と代表取締役を被告として、訴訟を提起した。

裁判では、以下の三点が重要な争点となった。

① 被告会社が原告組合に対して、労働者供給の申込みをしておらず、被告会社と原告組合との間で個別組合員の供給の合意がないにも関わらず、個別原告らと被告会社との間に、労働契約法一九条に基づき、有期雇用契約が締結されたものとみなされるか（労働契約法一九条の適用の有無）。すなわち、組合・会社・組合員の三角関係のうち、組合と会社間の一辺が欠けてもなお、会社と組合員との労働契約は更新されるかという問題である。

② 定年後再雇用拒否された個別原告らは、労働契約法一九条の類推適用又は権利濫用法理に基づき、労働契約上の地位を有するか。定年後再雇用拒否は、労働契約法一九条直接適用の場面ではない上、解雇でもないことから、その法的保護をどうするかという問題である。

③ 裁判を理由とする雇止めについて、原告組合及び個人原告らの被告会社及び代表取締役らに対する損害賠償請求の成否。

(5) 不当労働行為の申立

組合員らが行った残業代裁判は、原告組合の組合活動として行ったものであることから、本件再雇用拒否・雇止めは、労組法七条一号、三号の不当労働行為に該当し、また、原告組合との協議無く、他の労働組合とのみ協議し、賃金規定を改定

した行為は、労組法七条二号の不当労働行為に該当するとして、不当労働行為の申立を行った。

三 東京地裁判決

(1) 二〇一八年六月一四日、東京地裁民事一九部春名茂裁判長は、被告らの個人原告らに対する再雇用拒否又は雇止め及びそれと相前後する一連の個人原告らに対する働きかけは、裁判を受ける権利（憲法三二条）の侵害であり、かつ原告組合の「団結権の侵害」に当たるとした。単に、雇止めを違法とするだけでなく、被告らの行為を「人権侵害」であると厳しく断罪した上で、七名の個人原告らについて地位確認を認め、個人原告ら全員について損害賠償請求を認容した。

他方で、東京地裁判決は、個人原告らのうち、定

年到達後の再雇用を拒否された原告三名についての地位確認請求を棄却した（結果は下の表のとおり）。

	地位確認請求	損害賠償請求
原告組合		○ (30万円)
65歳の組合員3名	×	○ (各人10万円)
66歳～組合員7名	○	○ (各人10万円)
75歳の組合員2名	×	○ (各人10万円)

(2) 東京地裁判決の意義

東京地裁判決は、以下の三点において重要な意義を有している。

① 労働者供給契約に基づく再雇用においても、労働契約法一九条が適用されると判示した。被告会社が労働者供給の受け入れを拒否したとしても、個別原告らと被告会社との間には、労働契約関係がある以上、強行法規たる労働基準法、労働契約法は適用を免れることはできないと判示した。

② 加えて、一度しか更新をしていない原告を含む七名(六六歳〜七四歳)について、労働契約法一九条に基づき、地位確認請求を認容した。七五歳までの継続雇用の合理的期待を認めた点、一度しか更新していない者の継続雇用の合理的期待を認めた点は重要な意義を有している。

③ また、個人原告らの裁判を受ける権利の侵害を認定し、単に、雇止めを違法とするだけでなく、被告らの行為を「人権侵害」であると厳しく断罪した上で、個別原告ら全員に一〇万円の慰謝料の支払いを命じた。一〇万円という数字の低さはさておき、全ての個別原告らに対する慰謝料請求を認容した点は、本件事件の悪質性を物語っている。

④ さらに、原告組合の団結権侵害を認定し、原告組合に対して三〇万円の支払いを命じた。ここでも三〇万円という数字の低さはさておき、労働組

合の被害に着目した点は重要な意義を有している。

(3) 東京地裁判決の問題点

他方で、東京地裁判決は、六五歳の組合員三名について、労働契約法一九条の類推ないし権利濫用法理を適用せず、地位確認請求を認めなかった。その詳細は字数の関係上、割愛するが、定年後再雇用者の法的保護という重要な課題を提示している。

四 不当労働行為の救済命令

(1) 救済命令の内容

二〇一八年七月二三日、東京都労働委員会は、組合活動として行った賃金(残業代)請求訴訟を理由に、再雇用拒否・雇止めすることは、労働組合法七条第一号・第三号に定める不当労働行為であると認定した。

加えて、再雇用拒否・雇止めされた組合員らについて、七五歳までの雇用を前提として、定年退職日・契約更新日以降、復職に至るまでの賃金相当額を支払わなければならないとした上で、本件悪質性を踏まえると、中間収入を控除しないと決定した。なお、組合員ら九名が再雇用拒否・雇止めされてから、現在に至るまでの賃金相当額の総額は、約六〇〇〇万円にのぼる。

また、賃金改定において、被告会社が、他の労働組合とのみ交渉し、原告組合と交渉しなかったことを、組合間の差別的取り扱いにあたり、労働組合法七条第三号の不当労働行為であり、許されないとした。

以上の不当労働行為について、会社は、「文書を従業員の見やすい場所に一〇日間、掲示しなければならぬ」とした(ポストノータイス)。

(2) 救済命令の意義

本件の悪質性に鑑みて、バックペイの中間収入控除を行わなかったこと、救済命令のポストノータイスを認めた点は、被告会社の一連の行為を厳しく断罪するものであり、その意義は大きい。加えて、東京地裁判決では、認めていなかった定年後再雇用の者を救済したことも、東京地裁判決の不当性を一層鮮明にするものである。

五 終わりに

東京地裁判決は双方控訴し、東京高裁で審理中であり、不当労働行為事件も中央労働委員会に係属している。

原告らと弁護士(小部正治、蒲田哲二、菅俊治、中村優介、筆者)は一致団結し、全面勝利を掴むため、奮闘している。

スラップ訴訟と表現の自由

― 裁判を利用した言論弾圧の問題性

東京 内藤 光博
(専修大学法学部教授)

一 スラップ訴訟の概念と表現の自由の侵害性について

近年、大企業や政府機関により、ジャーナリスト、報道機関、弁護士や一般市民、市民運動団体をターゲットとして、「言論を封じ込めることを目的」とする民事損害賠償が提起される裁判が問題となっている。いわゆる「スラップ訴訟」である。

スラップ訴訟とは、一九八〇年代のアメリカで、その問題性が指摘された訴訟の性質を表す言葉である。英語では「Strategic Lawsuit Against Public Participation (SLAPP)」と書く。直訳すると「公的参加を妨害することを狙った訴訟戦略」であり、具体的には「公に意見を表明したり、請願・陳情や提訴を起こしたり、政府・自治体の対

応を求めて動いたりした人々を黙らせ、威圧し、苦痛を与えることを目的として起こされる報復的な民事訴訟」と理解される。

スラップ訴訟の特徴としては、①論争のある重要な政治・社会問題や公共の利益にかかわる重要な問題について、②大企業や政府機関など経済力・組織・人材などの点で優位に立つ側が原告となり、③表現の自由として保障される正当な意見表明行為(集会、デモ行進、ビラ配布、新聞や雑誌への寄稿、記事の執筆など)を行うジャーナリスト、個人、市民団体などを被告として、④名誉毀損やプライバシー侵害などの民法上の不法行為に当たるとして、多額の損害賠償金を請求して提訴するのであるが、⑤その真の目的が、裁判を提起することにより、金銭的・精神的・肉体的負担を市民や団体などの被告に負わせることにより、

言論活動に萎縮的效果を与え、言論弾圧を行うことにある点にある。

換言すれば、原告の企業や政府機関の側は、訴訟の勝敗にはこだわることはない「裁判としての意味をもたない訴訟」である。

二 アメリカにおけるスラップ訴訟に対する法的対応

アメリカでは、市民運動が盛んになった一九七〇年代から八〇年代にかけて、消費者問題や公害問題などで企業や団体を批判したり、反対運動を展開したりして、公的に意見表明を行った市民や市民団体が、民法上の不法行為、すなわち名誉毀損や業務妨害を理由に、企業から民事訴訟を起こされ、損害賠償金を請求されるという訴訟が頻繁に

提起されるようになった。

アメリカでは、一九九〇年代からこうしたスラップ訴訟が、憲法上保障される表現の自由を侵害するものとして社会問題と考えられるようになり、議員や市民団体、弁護士等により被害防止策を求める活動が活発化した。二〇一〇年までに、全米で半数を超える州で、スラップ訴訟による人権侵害を防止するための法律が制定され、判例でも違法性が認められている。

たとえば、カリフォルニア州のスラップ被害防止法では、裁判所は、次のような審理により、その判断を行う。

まず提訴を起こされた被告側は、自らになされた提訴がスラップ訴訟であるという申立てを裁判所に提出できる。裁判所では、当該の提訴がスラップ訴訟かどうかを証明するために、次のような二段階の審理がなされる。

第一に、被告は、公共の利害に関わる問題で行われた意見表明が訴訟の背景にあることの証明を行う。

第二に、被告側の立証が終わると、提訴した原告（企業側）が、訴訟に五〇パーセント以上の確率で勝訴することができることを証明する。

スラップ訴訟であると認められると、裁判は打ち切れ、原告に、スラップ被害を受けた被告の弁護士費用の負担が義務づけられる。

こうしたスラップ訴訟の認定のための審理により、当該裁判が、相手方を疲弊させ意見表明を妨害することだけを狙った、「法的権利を争う価値のない訴訟」であることが証明された場合に、スラップ訴訟であると認定され、訴訟が打ち切られることになる。

三 日本におけるスラップ訴訟の現状と課題

現在のところ、日本では、法学研究においても、また裁判実務的に見ても、アメリカのようなスラップ訴訟に対する認識は希薄といえる。

しかし、近年、数こそ少ないものの、スラップ訴訟に果敢に対抗した訴訟の成功例もある。

長野県伊那市で起きた太陽光パネル名誉棄損事件では、事業者が、住民説明会でパネル設置に疑問を呈した住民に対し、名誉を毀損されたとして六千万円の損害賠償を求め提訴した。これに対し、住民側が不法行為として提訴したこと自体が不法行為であるとして、精神的損害として慰謝料二百万円の賠償を求めて反訴したところ、二〇一五年一〇月、長野地裁伊那支部は、「提訴自体が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」として、事業者側に五〇万円の支払いを命じ、事業者側は控訴せず判決が確定した。

また、いわゆるDHCスラップ訴訟では、同社会長・吉田嘉明氏の政治家との癒着をブログで批判した澤藤統一郎弁護士が、吉田氏から名誉毀損で訴えられ、六千万円の損害賠償を求められた。東京地裁・東京高裁ともに「意見・論評としての域を逸脱しておらず、違法性がない」と認定して請求を棄却、二〇一六年一〇月、最高裁は吉田氏の上告不受理の決定を下した。

このような成功例はあるものの、日本では、表現の自由を大きく損なうスラップ訴訟に対する認識が、一般市民はもとより、法学者、法律家の間にも充分浸透していない。

今後、アメリカのような立法措置が是非とも求められるが、それに至るまで、具体的・個別的なスラップ訴訟の審理の過程の中で、スラップ訴訟の違法性を明らかにし、それに対応する法論理を作り上げることが急務といえる。

参考文献・内藤光博「スラップ訴訟と表現の自由——経産省前『テントひろば』裁判について」法と民主主義四九三号（二〇一四年二月）、澤藤統一郎「スラップ訴訟の実害と対策——私の経験から」および内藤「市民の『表現の自由』を侵害するスラップ訴訟」朝日新聞社・WEBRONZA（二〇一六年一月三日）など参照



人生とは何だ！

～やっとなつた
納得した定義～

みなさん

「人生とは」

と聞かれた

とき、何と

答えるでし

ようか？

人生色々

とか、思い

通りにならないものさ(冬のリヴィエラ)と
か、様々な答えがあるかと思ひます。そん
な中で私が三年前に出会った人生の定義
で、最初見たときはえっ？と思ひました
が、良く味わつて見ると、なるほど、そ
うだよなーと思ひるものに出会ひました。そ
の定義とは、

人生とは「何かを計画してゐるときに起
きてしまふ別の出来事のこと」を言ふ

Life is what happens to you, while you
are making other plans.

これは、私が好きな映画、地球交響曲
(ガイアシンフォニー)第三番のシリア・ハ
ンター(アラスカ在住の自然保護活動家)
の言葉です。写真家星野道夫のエッセイに
出てきます。

私たちは大学まで出、難関な試験も受け
て来た者達ですから、計画や目標を持って
歩んできた人が殆どではないかと思ひます。
私も、生真面目にきちんと計画を立ててと
いうタイプでした。しかし、みなさん、弁
護士になつてからはどうでしょう。今、あ
なたが打ち込んでゐるもの、ライフワーク
になりつつあるものは、あなたが計画して
考へていたものでしょうか。私は、残留孤
児や原発問題に打ち込むようになったのは、
偶々先輩から、この先生の講義を聞けばと
言われ、素直に従つたその先生のお話から
でした。そして、名古屋で原発訴訟を起こ
してくれと言われても絶対やらないと言つ
ていたのに、ある若手弁護士からの電話の
ひと言で弁護士を立ち上げる事になつた
とき、この言葉の意味を実感しました。

一生懸命自分の生きる道を切り拓こうと
するけれど、大抵は思ひ通りにはいかない
ものです。そんなときに一本の電話やメー
ル、一通の手紙、または誰かと駅前や電車
でバッタリとか、アレ？と思ふような出逢
いや、誰かからの働きかけ……など、予定
外、計画外の小さな出来事が自分の身近に

起きます。それをそのままやり過ごしても
よいのです。しかし、そこに何か意味を見
出そうとふと立ち止まつて考へることもで
きます。

人生は、ある偶然で、思ひがけない方向
に進んで行くものです。そして、その偶然が
私たちを、当初の計画を超えた思わぬとこ
ろに運んでくれるから人生は楽しいのです。

(青法協弁学会同部会議長 北村 栄)

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた
方に、青法協の活動内容などをお知らせするととも
に、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご
要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、
活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

未修者から見たロースクール制度

東京 長谷川弥生
(七〇期)

① 大学を卒業したあと事務仕事を長くしていたが、ふとロースクールに入って、授業を受けていたら試験に受かるかも、という気がした。もしローがなければ、弁護士を目指していなかったと思う。

② 大規模校だと学校に行かなくなるだろうから、少人数学校に的を絞って、検討した。結局、緑の多い環境に引かれて、都の西北早稲田の隣、あたりにある学校に申し込んだ。今と違い入試倍率は高かったが、我々は人柄重視で選抜されたという噂だった。

③ 未修の同期入学は一四名。入ってすぐなのに妙に慣れた風情の学生が五名いた。留年した人だった。当時この学校は、不可をとるかGPAが一・八未満で留年という

制度で留年が結構あった。留年者は先生の特徴、授業や試験の対策など、惜しみなく教えてくれた。次に述べるGPA制度を考えると、足を引っ張ってもよさそうなもののなのに。

④ GPAとはGrade Point Averageの略語で、S四点、A三点、B二点、C一点、F(不可)〇点で計算した平均点である。成績評価がSとF以外は厳然たる相対評価で、各評価の割合がA二五%、B五〇%、C二五%と決まっていた。ここで一・八の壁が現れる。

法律科目はどれも頭の使い方が同じだからある科目でCを取る人がやおら別の科目でAやSを取るということはあまりない。Aを取る人はほぼA。一四名に留年者五名を加えた一九名の中で、Aの常連が三〜四名。残りはBを争う椅子取りゲームとなる。そんな中でも、

人柄選抜された我々同期は結構仲が良く、楽しかった、一年目は。

⑤ 同期との別れのときがやってきた。留年者五名のうち、三名は再留年が決まって学校をやめた。同期一四名のうち、三名退学、六名留年。進級したのは七名だけ。仲良くしていた人がいなくなつて、不安な二年次を迎えることになった。進級した中に、いわゆる純粹未修がいなかったのが、不安の一番の理由だった。一緒に未修から二年に上がったとはいっても、法学部で一通りやっている人は既修の人たちと対等にやって行けそうだが、自分はきつとついていけないだろう。太平洋ひとりぼっち。

一年目も実は多くが法学部卒だったのだが、しかし私のような純粹未修もいたこともあって気楽だった。一転して不安と緊張の中での授業となった。あまりさみしいので一年の授業に聴講に行っていた。

⑥ 私の通ったロースクールは、少人数教育の「ソクラテックメソッド」を売りにしていた。アメリカのロースクールでは、教壇の教授とフロアの学生との間で丁々発止の議論が繰り広げられるようである。しかしこ

ロースクールの実情と 法曹養成

7

未修について付言すると、ロースクールが始まった当初、様々な経歴を持った人材を法曹にといわれていて、そのための未修コースだったと思うが、実は法学部を出ていない本当の未修者は少数で、法学部でしっかり勉強した上で未修コースに入った人さえいた。そういう人がGPA

れを日本に持つてくると、先生が質問する、①誰も手を挙げない、②先生が「授業での発言も成績に入ります」というと手が挙がることもある。③挙手がない場合、先生があてるといふ形になる。もしくは、④先生が席順に当てていく。④が多かった。当たりそうな日だけ、当たりそうな個所は予習しておくことにした。たまに、先生がそれまでの順番を無視して当て始めたり、逆さ順で始まったときは、まずは当たらないことを祈る、運悪く順番が来てもその問題がなんとか答えられるものであることを祈る、いよいよどうにもならなくなったら、「分かりません」というしかない。と覚悟する、という感じで緊張していた。二年次の憂鬱さは今でも思い出したくもないくらいである。

8

ソクラテックメソッドにしても、未修コースにしても、ロースクール自体にしても、ここまで述べたとおり、どうもネガティブな感想しか出てこない。

まず、ロースクール自体の必要性だが、アメリカでは、学部のメジャー（専攻）と、大学院の専門が異なるのが一般的だという。そうすると、ロースクールに入る意味もあるが、日本だと、何の意味があるのだろうか。

日本のロースクール制度は、少子化時代にあぶれる教授の受け皿を作り、私学の学費収入を確保するための制度ではないかと疑いたくもなる。

学校は都の西北早稲田の隣に所在していたため、私はバカ田大学と呼んでいたが、本郷あたりで教えていた高名な教授が余生を過ごす場でもあった。これらの先生は、学生のレベルが低いことに嘆き、本郷にいたころは知的レベルの高い話ができたのにと嘆いていた。ある時某先生は授業に遅れてきて、悪びれもせず、とある教授との会話が弾んでね、ボクにとつてはこの学校で数少ない知的好奇心を刺激し

てくれる話相手なんだ、と述べたものだ。受験予備校みたいなものだし、先生方の嘆きも分らないでもない。

ロースクール制度というのは、先生にとつてもあまり良い制度ではない、と思う。学部所属のある先生は、ローの学生は金太郎飴答案しか書かない、学部学生の方がよほどよい答案を書くと言っていた。確かに合格答案を目指す論証パターン（論パ）吐き出し答案は採点してもつまらないだろう。

9

紙幅の都合上結論を急ぐと、私はこのロースクール制度というのは良くない制度だと思っている。留年して精神を病んだ同期もいる。学費もばかにならない。

しかし私自身はいえはその制度がなかったら、法律家を目指すことはなかったわけだから、なんともアンビバレントな思いを抱いている、というのが率直なところである。

青法協弁学合同部会二〇一八年度第二回常任委員会◎決議

「働き方改革」一括法における政府の不誠実な審議及び 強行採決に抗議し、働くルールの確立を求める決議

1 働き方改革一括法の成立

二〇一八年六月二十九日、政府・与党は、「働き方改革」一括法案こと「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「新法」という）を成立させた。同法は、高度プロフェッショナル制度の創設といった内容面で問題があるとともに、不誠実な審議と強行採決

による成立といった手続面でも重大な問題もある。

当部会は、同法の成立に対して強く抗議するとともに、真に労働者の命と健康を守る働くルールの確立を求めるものである。

以下、問題点を個別に指摘するとともに、働くルール確立のための提言を行う。

2 労働時間の上限規制について

(1) 新法では、三六協定でも超えることができない時間外労働時間として年七二〇時間、単月一〇〇時間未満（休日労働含む）、複数月平均八〇時間（休日労働含む）という上限規制が設けられた。

このように三六協定でも超えることができない労働時間の上限規制が設けられたことは評価できるが、そもそも月間の時間外労働の上限を四五時間とする原則が厳守される必要があり、時間外労働が四五時間を超える例外事由は厳格に判断される必要がある。

(2) しかし、休日労働については単独の上限規制がなく、休日労働も含めれば一か月間に過労死ライン（一

か月間に二〇〇時間以上」と同程度の二〇〇時間未満まで時間外労働・休日労働をさせることができるものであって、上限規制の内容は極めて不十分であると言わざるを得ない。

また、一定の建設事業・運送事業・医業などは上限規制の適用除外となっており、現在の上限規制が過労死ラインであることからすれば、新法はこれらの業務に携わる者の命を軽視するものである。

(3) 当部会は、過労死ラインでの労働を許容することがないように、これらの不十分な点は、法改正を行って直ちに是正するよう求める。

(4) なお、労働時間の上限規制は、命・健康の問題だけでなく、ワークライフバランスにもかかわる問題である。今後、過労死や健康の問題としてのみならず、ワークライフバランスにも配慮した労働時間規制を実現していかなければならない。

加えて、現在の異常な長時間労働は削減されなければならないが、その一方でこれまでの賃金額は維持される必要がある。すなわち、労働時間の短縮が生活水準の引き下げにつながってはならない。そのためには、労働時間の短縮と同時に賃金の引き上げが必要となる。

まずは最低限の生活を維持できるように、最低賃金の大幅な引き上げが求められ、最低賃金よりも上の賃金額で働く労働者については、企業による賃金の引き上げが求められる。

3 高度プロフェッショナル制度について

(1) 高度プロフェッショナル制度（以下「高プロ」という）は、特定の要件を満たした労働者について、労働基準法に規定された労働時間・休憩・休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用除外とし、これらの規制をすべて取り払う制度である。

(2) 高プロは、労働基準法上の使用者に課された労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用除外として労働者の保護を失わせる制度であって、労働者にとっては何らメリットが存在しない使用者のための制度である。

このような制度は、労働者の保護を目的とした労働基準法の理念や、新しく導入される労働時間の上限規制と矛盾するものであって、直ちに廃止するよう求める。

(3) 上記のとおり、高プロは直ちに廃止されるべきであるが、仮に適用される場合には、省令で定められる年収要件は出来る限り高額にする必要があり、年収要件を引き下げることで適用対象を拡大することがあつてはならない。

そして、労働者の代表は、労使委員会で同制度の導入に反対するなど、高プロを適用させない現場での取り組みが重要となる。

(4) 今後、労働者の保護を失わせて意のままに酷使することができるよう高プロを導入する企業に対し、いわゆる「ブラック企業」とであるという社会的な非難を強

める必要がある。そして、労使委員会で同制度を導入する決議を容認した労働組合に対しても、「労働組合」の名に値しない団体として、社会的非難を強める必要がある。

4 正規労働者と非正規労働者との格差是正について

(1) 新法では、短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関して、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化するなど、労働者間の格差是正を図る制度が導入された。

このように、有期契約労働者、パート労働者、派遣労働者と正規労働者の格差是正を図るための制度が導入されたことは一定の評価ができる。

(2) しかし、参議院（厚生労働委員会）の附帯決議にあるように、正規労働者と非正規労働者の格差是正を正規労働者の待遇を悪化させることで実現することがあつてはならない。

(3) 現行の労働契約法二〇条における労働条件の相違が「不合理」であるか否かの判断について、最高裁判例（長澤運輸事件・最判二〇一八年六月一日）は、経営判断を尊重し労使自治も考慮することを述べている。しかし、現在の著しい非正規の格差が生まれ固定化されているのは、これまで経営判断及び労使自治に委ねてきたからこそであつて、上記判断は不当である。

したがって、新法の下においては、格差が「不合理」であるかは、経営判断や労使交渉よりも、職務の同一性など当該待遇の差を客観的に正当化できる要素を重視して判断されなければならない。

(4) 正規雇用と非正規雇用の格差の原因には、雇用の不安定さなどのために正規雇用よりも交渉力が弱い立場に置かれているという構造的な背景が存在する。このように非正規雇用という地位の性質が格差を生んでいる原因となっているのであるから、根本的な格差是正の実現のためには、正規雇用が原則であることを確認するとともに、非正規雇用自体を減らす人口規制の導入が求められる。

(5) 新法においても、正規労働者と非正規労働者の格差が「不合理」であることは、労働者において主張・立証しなければならず、合理的か不合理かがあるまいな局面では労働者が敗訴する規定となっている。欧州のように使用者が格差を「合理的」であることを主張・立証しなければならぬ規定に改正する必要がある。

(6) 現在の労働契約法二〇条では、同条に違反しても損害賠償請求が認められるのみであって、同条によって契約内容が同じ労働条件とはならないと最高裁判例（ハマキョウレックス事件・最判二〇一八年六月一日）が判示している。しかし、このような効果のみでは格差是正には不十分であり、上記判示は容認できない。格差が違法な場合には正規と同じ待遇になるという補完的効力を明記する法改正が必要である。

(7) 新法においては、正規雇用と非正規雇用の待遇の相違を問題にする規定しか存在しない。正規雇用の労働者同士の格差や、労働基準法四条以外の場面においても、性別による格差を是正する制度の導入も必要である。

5 民主主義を踏みにじった法律の成立過程

(1) 新法は、八つの法律の改正を一つにまとめた形で上程されており、一つ一つの法律改正を議論することを著しく困難にした。

(2) 同法には高プロという労働者の保護を失わせる危険な制度が含まれており、国会での議論は高プロに集中した。そのような危険な制度に議論が集中すること自体はやむを得ないものであったが、同法案には非正規労働者の格差是正に関する法案など重要な制度が多く含まれており、高プロ以外にも議論をすべき事項が多数存在した。

しかし、政府・与党が法案の成立を急ぎ、十分な審議の時間を取らなかったことにより、各法律の改正内容について議論が深まることはなかった。

むしろ、政府・与党は、高プロとともに強い反対があった裁量労働制の拡大を、データの捏造などが原因で撤回に追い込まれた後も、高プロについて労働者のニーズがあるなどとさらに立法事実を捏造した。また、数々の虚偽答弁や「ご飯論法」と呼ばれる不誠実な答弁を繰り返して、高プロは労働者のニーズではなく企業のニーズであると説明を変遷させた。

(3) 挙句の果てには、政府・与党は、国会審議を打ち切り、法案を強行採決した。正確な事実に基づいた丁寧な議論こそ民主主義を実現する上で不可欠であるにもかかわらず、これらを全く行わずに行った強行採決は民主主義を踏みにじる暴挙である。新法の成立手続きについても、当部会は強く非難する。

6 高プロの廃止を求めるとともに、働くルールの確立を求める

過労死が絶えない現代において求められているのは、労働時間の規制を取り払って過労死を生み出す高プロのような制度ではなく、すべての労働者が長時間労働から解放されて生活時間を確保するとともに、十分に生活ができる賃金が得られる社会の実現である。

当部会は、そのような社会の実現を阻害する高プロの即時廃止を求めるとともに、裁量労働制の適用範囲の拡大を図ろうとする動きに反対していく。あわせて、適切な労働時間規制や格差是正を通じた真に労働者の命と健康を守る働くルールの確立の実現に向けて尽力することを決意する。

二〇一八年九月一四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回 常任委員会

カジノ実施法の成立に反対する決議

1 世論を無視したカジノ実施法の成立

二〇一八年七月二〇日、統合型リゾート(Integrated Resort)実施法(以下「カジノ実施法」という)が、世論の強い反対の声にもかかわらず、自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。

2 違法性阻却に疑問あり

そもそも刑法は、勤労の美風や健全な風紀を維持し、副次的犯罪を抑止するために、同法二八五条で賭博行為を、同法二六条二項で賭博場を開帳する行為を犯罪にあたるとして禁止した。一方で、競馬やオートレース、競艇などの公営ギャンブルを例外的に認めたのは、目的に公益性があり、公的な管理監督を受けるなどによって上記の違法性が阻却されるためであると考えられてきた。

しかし、カジノ実施法は、営利を目的とする民間の事業者がカジノを運営することを認めている。また、国家機関であるカジノ管理委員会の監督を受けるといっても、同委員会の職員にカジノ事業者の採用もあり得るとされており、およそ独立した権限行使は期待できない。

違法性が阻却されるか否かの議論を十分にしないまま

までカジノを設置することは、賭博についての法制度を混乱させ、ひいてはこの国の法秩序全般に混乱を与えるものであり、到底是認できない。

3 ギャンブル依存症対策が極めて不十分

カジノ実施法は、ギャンブル依存症対策として、①カジノ設置区域を三か所に限定し、②日本人および国内居住の外国人に対して入場料を設け(六〇〇〇円)、③二四時間で一回とされる入場回数に上限を設けるとした(連続した七日間で三回まで、連続した二八日で二〇回まで)。

しかし、入場料の設定は依存症対策に何ら効果がない。また回数制限についても二四時間営業のカジノでは、七二時間連続入場や週六日の滞在も可能となり対策となっていない。さらに、外国人やカジノ事業者に預託した日本人に対してカジノ事業者が賭け金を貸し付けることが認められたが、これには貸金業法上の総量規制(年収の三分の一は及ばず、利用者が負けを取り戻すために無理をして借り入れを行うことは容易に想像できる)。

このように、カジノ実施法に盛り込まれた規定はギャンブル依存症防止に効果があるとは言えず、むしろ依存症の深刻化は避けられない。

また、政府は、同年六日に成立したギャンブル依存症対策基本法により依存症対策がなされると説明している。しかし、依存症の発生を防止するためにはギャンブル事業そのものの規制を強化することが不可欠であるところ、射幸性の抑制や広告の規制、立地規制などギャンブル事業への規制がなんら盛り込まれていない。これではギャンブル依存症対策としては極めて不十分であった、カジノ実施法を容認する理由とはなりえない。

4 カジノ実施法に反対する

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、二〇一七年三月四日に、統合型リゾート(Integrated Resort)整備推進法(カジノ推進法)の成立に反対する決議を挙げた。また、同部会に所属する多くの会員は、日々の債務整理事件などを通じて、ギャンブル依存症者と向きあい、ギャンブル依存症を社会問題として捉え、その撲滅のための活動をしてきた。

当部会は、カジノ実施法の成立に強く抗議するとともに、カジノに反対する多くの国民と共同してカジノ実施法の発動を許さず廃止する運動に尽力することを決意する。

二〇一八年九月一四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二 回 常 任 委 員 会

今後の日程

【常任委員会】

*第3回

2018年11月30日(金)

～12月 1日(土) 福岡

*第4回

2019年 3月 1日(金)～ 2日(土) 岐阜

【第50回定時総会】

2019年 6月22日(土)～23日(日) 北海道

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

11月 6日(火) 15時～ 青法協本部

【修習生委員会】

11月15日(木) 10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

11月27日(火) 18時～ 青法協本部

第三回常任委員会(福岡)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で常任委員会を行います。一時保育も準備しています。ぜひご参加下さい。

記

□日 時 二〇一八年一月三〇日(金) 一三時～二二時終了予定

□会 場 福岡市内

□地元企画 一月三〇日(金) 一七時～一八時

「再審事件と再審法改正の取り組み」 報告…八尋光秀弁護士

※詳細は別途送付予定の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記

▼表紙の『世界の子ども』の手持ち写真がショートしたということではなかったが、今夏は二五年ぶりにバリ、ストラスブル、ナンシー、ランスを巡った。美術館、ワイナリー、アールヌーボー

建築、フジタの教会を訪れながら、子どもの写真も撮ったわけだ。▼しかし、年毎に子どもの写真を撮るのは簡単ではなくなった。これだけ世界中に一眼レフの中・高級機が普及してくると大きなカメラを向けても、もの珍しさからポーズしてくれる子どもは少なくなった。それどころではない。母親や父親が「NO!」と言うことさえある。だから、最近ではインスタントカメラをもう一台持って、その場でプリントをサビサスする工夫さえしているが、結構これが喜ばれる。まあ、そんな次第で本号から順次、フランスで撮った子どもの写真を表紙に掲載する。▼ところで、九月号には「ギャンブル列島ニッポン」の写真を掲載した。事務所へ行く途中の歌舞伎町の有名パチンコ店は開店前から若者の長蛇の列である。電車の中ではスマホゲームに夢中になる年配男女。そしていよいよ安倍政権も来年度予算に六〇億円を要求し、一〇〇人体制のカジノ監理委員会をスタートさせる。この国の退廃と荒廃はとどまるところを知らない。

(宮本 智)